

<議題1資料(1)> 答申(案)

白環審第1号
平成30年月日

白井市長 伊澤 史夫 様

白井市環境審議会
会長 辻川 豪

白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン(案)について(答申)

平成29年12月19日付、白環第459号で諮詢のあった白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン(案)について、下記のとおり答申します。

記

白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン(案)について、慎重に審議した結果、一部修正のうえ原案のとおり策定することが妥当と判断します。

なお、当該ガイドライン策定に当たり、意見を付帶します。

1. 修正を箇所

第1号様式(第5条第2項関係)チェックリスト

環境配慮項目 周辺環境への配慮「公害対策に市民の声を生かそう」「エネルギーを有効に使おう」⑥に「発電施設の周囲に近隣住民の生活の場がある場合、薬剤の使用について周知に努めます。」を追加修正。

理由: この修正はパブリックコメントによる意見である。近隣住民への周知は、ガイドライン第7条で太陽光発電施設を設置する際の遵守事項として規定されているが、維持管理段階での周知は特に規定されていないため、トラブルの未然防止の観点からも近隣への周知は有効である。

ただし、発電施設の設置場所は、周囲に生活の場のない場所等もあり一律に規定するのは、事業者の負担も大きいため、発電施設の周囲に近隣住民の生活の場のある場合に限定することが望ましい。

2. 本ガイドラインは、周辺への影響が大きいと考えられる50kW以上の高圧設備については、既存のまちづくり条例の手続きに追加する形で規定されている。一方10kWから50kW未満の低圧の設備については、届出を行うこととされており、太陽光発電設備の設置場所を市が事業着手前に把握できるようになっており、適切な太陽光発電設備の設置場所等の把握が可能となっている。市が事業着手前の段階で情報を把握することにより、トラブルの未然防止に資することができ、設備の設置者が、地域住民と良好な関係を構築しながら太陽光発電事業が円

滑に実施される仕組みとなっている。

【付帯意見】

白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインの策定にあたり、発電設備の設置に伴うトラブルの防止を図ることは重要だが、規制だけではなく、地球温暖化防止の観点から再生可能エネルギーについて、市民に理解していただけるよう努めていただくことを要望します。

1. 新たに設置する設備への対応だけでなく、既設の設備でのトラブルの防止や解決のため、設備設置者にも本ガイドラインの趣旨について十分な周知をする必要がある。
2. 再生可能エネルギーの普及を進めることは、環境上の問題で非常に有効である。現在、発生しているトラブルの内容を整理し、新たに設備を設置しようとする事業者に情報提供するなど、トラブルの未然防止に努める必要がある。
3. 今後、風力等、太陽光以外の再生可能エネルギーの普及も見込まれるため、必要に応じ、ガイドラインの改定等について留意する必要がある。
4. 緑地の保全や農地を農地のまま使いつつ再生可能エネルギーの利用を推進できるソーラーシェアリングは、白井市の農業継続という意味でも非常に有効である。市としても、積極的に推進、紹介していただきたい。また、今後申請があった場合は、ガイドラインに沿って円滑に導入できるよう支援が必要である。
5. 災害時、電気が 1 番必要になるが、ソーラーは非常に有効である。太陽光パネルを設置して電気が使えるようにすることも必要であり、これから電気自動車が普及してくれば推進せざるを得なくなる。規制ばかりでなく、周辺住民と良好な関係を構築しながら再生可能エネルギーの推進が図れるよう、このガイドラインが太陽光発電を行おうとするものの過度な負担とならないよう留意することが必要である。
6. 本年 2 月 16 日から 3 月 17 日まで、国の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)改正のためのパブリックコメントの募集が行われている。
国の動向や社会情勢の変化等により必要に応じて隨時見直しを行う必要がある。